

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令
特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件	特金告示

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
金商業等府令第 177 条第 2 項第 3 号・特金告示第 6 条第 2 項第 3 号		
1	<p>本改正では「中途解除ができるリース契約」が算定上の重要な要件とされている。しかし、実際のリース契約においては、形式上中途解除が可能と規定されているものの、中途解約に伴う違約金や残価保証額、解約損害金の支払いが義務付けられているケースが多々存在する。</p> <p>解約損害金の額が著しく高額である場合、実質的には解約が困難であり、中途解除が自由になされる契約と同等に扱うことには疑義が生じる。一方で、どのような解約条件・違約金水準であれば「中途解除ができる」に該当するのかについての明確な基準が示されていないため、事業者ごとに判断が分かれるリスクや、監査法人・規制当局との見解の齟齬が生じる懸念がある。</p> <p>そのため、本改正の施行に合わせて、Q&A 又は金融会社関係の事務ガイドラインにおいて、以下の考え方を明記することを提案する。</p> <p>① 「中途解除ができる」の判断に際し、合理的な解約損害金の支払いによって解除が可能な契約を含むこと。</p> <p>② 著しく不合理なペナルティ（例：残存期間のリース料総額を超える解約金の請求等）が課されており、実質的に解除が不可能なものを除外する旨の客観的な判断指針を示すこと。</p>	<p>「契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないもの及びこれに準ずるもの」については、企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」など、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って判断されるべきものと考えられます。</p>
2	<p>改正金商業等府令第 177 条第 2 項第 3 号の「契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないもの及びこれに準ずるもの」とは、どのような契約を想定しているのか。</p> <p>契約上は中途解約可能であるものの、解約時に残存契約期間に係る賃</p>	

	<p>料相当額又はこれに近い額の違約金等の支払義務が生じる契約は、「これに準ずるもの」に該当すると考えてよいか。</p> <p>また、「これに準ずるもの」の判断は、契約上の権利義務及び経済的拘束力を踏まえて行うとの理解でよいか。</p>	
3	<p>改正金商業等府令第 177 条第 2 項第 3 号の「契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないもの及びこれに準ずるもの」について、契約上は中途解約が可能であり、違約金等の特段の経済的拘束もないものの、金融商品取引業者の基幹システムに係るサーバー、ネットワーク設備その他の重要インフラに係る契約であって、事業継続上、実際には解約が極めて困難な契約については、「これに準ずるもの」に該当するのか。</p> <p>それとも、「これに準ずるもの」の判断は、契約条件に基づく法的・経済的拘束力により行われ、事業運営上の必要性や経営判断による解約困難性は考慮されないとの理解でよいか。</p>	
4	<p>改正金商業等府令第 177 条第 2 項第 3 号の「中途解約できないリース及びこれに準ずるものを除く」という規定について、実務上の適用範囲を明確化していただきたい。</p> <p>本社ビル等の賃貸借契約において、「6 か月前の予告により違約金等なく中途解約できる」という条項がある場合、計上された使用権資産の取扱いについて、以下のいずれの理解が正しいのかご教示いただきたい。</p> <p>① 解約予告期間である 6 か月分は「解約不能期間」に該当するため、当該 6 か月分の賃料相当額（使用権資産・リース負債）を除いた残額分のみが控除対象となる。</p> <p>② 契約全体として「中途解約不能な契約（又はこれに準ずるもの）」には該当しないため、計上された使用権資産・リース負債の全額が控除対象となる。</p> <p>③ 一部でも解約不能期間（解約予告期間）が含まれる契約であるため、当該契約に係る使用権資産は一切控除対象とならない。</p> <p>また、「これに準ずるもの」とは、解約は可能なものの高額な違約金（未経過リース料の 90%以上）が生じる等、リース取引の定義における「解除することができないもの」に準ずる契約を指すとの理解でよいか。</p> <p>実務への影響が極めて大きいため、合理的な算出方法（按分計算の可否等を含む）について明確な基準を示していただきたい。</p>	
5	<p>本改正では、「契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないもの」に加え、「これに準ずるもの」が対象外とされている。</p> <p>実務上の解釈に差異が生じることを防ぐ観点から、「これに準ずるもの」として具体的にどのような契約類型を想定しているのかについて、</p>	

	ご教示いただきたい。	
6	<p>改正金商業等府令第 177 条第 2 項第 3 号に規定する「リース（契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないもの及びこれに準ずるものを除く。）」の解釈について、以下の点をご教示いただきたい。</p> <p>金融商品取引業者が、同一企業グループに属する兄弟会社（システム会社）から、サーバー、ネットワーク機器等の有形固定資産をレンタルしている場合において、金融商品取引業者と当該兄弟会社との間のレンタル契約については、契約期間の中途において金融商品取引業者から解約することが契約上可能となっている。</p> <p>一方、貸手である兄弟会社は、当該レンタル対象となるサーバー、ネットワーク機器等を外部のリース会社から調達しており、当該兄弟会社とリース会社との間の契約については中途解約不能であり、中途解約する場合には残存期間に係るリース料相当額の全額を支払う契約となっている。</p> <p>改正金商業等府令第 177 条第 2 項第 3 号の適用可否については、金融商品取引業者と兄弟会社が締結しているレンタル契約の解約条件に基づいて判断されるものと理解しており、貸手である兄弟会社と外部のリース会社との間の調達契約が中途解約不能であることは、原則として当該判断に影響しないとの理解でよい。</p> <p>したがって、貸手である兄弟会社の調達契約が中途解約不能であることのみをもって、金融商品取引業者と兄弟会社との間のレンタル契約が「契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないもの及びこれに準ずるもの」に該当することにはならず、金融商品取引業者と兄弟会社との間のレンタル契約が契約上中途解約可能である場合には、同号の対象となり得るとの理解でよい。</p>	
7	<p>金融商品取引業者がグループ会社との間で締結するリースについて、当該グループ会社が第三者との間で解除不能な上位契約を締結している場合であっても、金融商品取引業者自身が、上位契約の残存債務又はこれに相当する違約金・補償金を負担することなく、グループ会社との契約を一方的に中途解除できるときは、改正金商業等府令第 177 条第 2 項第 3 号に規定する「契約を解除することができないもの及びこれに準ずるもの」には該当しないとの理解でよい。</p> <p>併せて、グループ会社内のパススルー契約における「これに準ずるもの」の判断基準についても明確化していただきたい。</p>	
8	<p>確認事項 1：改正金商業等府令第 177 条第 2 項第 3 号の「契約期間の中途において当該契約を解除することができないもの及びこれに準ずるもの」における「これに準ずるもの」について、新リース基準である「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 33 号）第 60 項に記載されている、法的形式上は解約可能であっても、</p>	

	<p>解約時に相当の違約金を支払う必要があること等により事実上解約不能と認められるリースを指すものと理解してよい。</p> <p>確認事項 2 : 「契約期間の中途において当該契約を解除できないもの及びこれに準ずるもの」について、契約期間の一部分について契約解除できない場合には、当該一部分を対象として判定する取扱いでよい。</p> <p>確認事項 3 : 契約上、数か月程度の事前予告により解約でき、予告した解約日以降のリース料の支払を要しない場合には、当該事前解約予告期間に係る部分は対象に含めず、当該契約は解約可能な契約として取り扱うとの理解でよい。</p> <p>確認事項 4 : 上記の解釈等について、告示又は Q&A 等の形で公表する予定があるか、ご教示いただきたい。</p>	
9	<p>改正金商業等府令第 177 条第 2 項第 3 号の「契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないもの及びこれに準ずるもの」というのは、例えば「契約上は解約できるが、違約金が多額のため実質解約不能」のような場合も含むのか。</p>	
10	<p>「契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないもの及びこれに準ずるものを除く」とあるが、準ずるものとはどのようなものを指すのか。</p>	
11	<p>解約違約金が発生したとしても途中で解約可能（賃貸物件など）であれば、「契約を解除することができないもの」には含まれないとの認識でよい。</p>	
12	<p>改正金商業等府令第 177 条第 2 項第 3 号に定められる「リース（契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないもの及びこれに準ずるものを除く。）」について、下記の理解で相違ないかご教示いただきたい。</p> <p>本定義中の「契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないもの及びこれに準ずるものを除く。」とされている箇所は、企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」第 11 項に定めるファイナンス・リースの要件のうち、「契約期間の中途において当該契約を解除することができないリース又はこれに準ずるリース」という解約不能性に係る要件と同様の考え方により判定することを意図するものか。</p> <p>また、「これに準ずるもの」は、企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」BC26 に定める、法的形式上は解約可能であっても、解約に際して相当の違約金を支払わなければならない等の理由により、事実上解約不能と認められるリースを指すとの理解で相違ないか。</p>	
13	<p>改正金商業等府令第 177 条第 2 項第 3 号により固定資産の額から控除できるものに該当するかどうかは、取引単位（契約単位）で契約条項に基づき判定されるものであり、借手が、貸手の追加的な承諾を要することなく、契約所定の予告期間を置いた一方的な通知により、残存期間</p>	

	<p>の賃料、相当の違約金その他契約を事実上解約不能とする経済的負担を伴わずに契約を終了できる場合には、取引全体として「契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないもの及びこれに準ずるもの」には該当しないものとして取り扱うという考え方で相違ないか。具体的には、下記のような取り扱いを想定している。</p> <p>(ア) 特に解約禁止を定めない通常の賃貸借契約（借手が、貸手の追加的な承諾を要することなく、契約所定の予告期間を置いた一方的な通知により、残存期間の賃料、相当の違約金その他契約を事実上解約不能とする経済的負担を伴わずに解除できる賃貸借契約）は、契約期間の中途において解除可能であるため、「契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないもの及びこれに準ずるもの」には該当しないという理解で相違ないかご教示いただきたい。</p> <p>(イ) 例えば、10年間の定期建物賃貸借であって、借手がいつでも6か月前の一方的な通知により、貸手の追加的な承諾を要せず、かつ、残存期間の賃料、相当の違約金その他これらに準ずる経済的負担を伴わずに契約を終了できるものの場合は、契約期間の中途において解除可能であるため、「契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないもの及びこれに準ずるもの」には該当しないという理解で相違ないかご教示いただきたい。</p> <p>また、このような解約予告期間等の存在する取引の場合においては、6か月間の解約予告期間に対応する部分の使用権資産とその他の部分の使用権資産を区分して固定資産の額から控除できるか否かを判断することが求められているわけではなく、取引全体を固定資産の額から控除できるものとして取り扱うという理解で相違ないかご教示いただきたい。</p>
14	<p>「これに準ずるもの」に該当するものの具体的な例をご教示いただきたい。企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」BC26に例示されている、解約に際して相当の違約金を支払わなければならない場合のほか、事実上解約不能と判断される取引の具体的な類型や、判断に当たって考慮すべき事項があれば、ご教示いただきたい。</p>
15	<p>改正金商業等府令第177条第2項第3号に規定する「リース（契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないもの及びこれに準ずるものを除く。）」の適用について、以下の点をご教示いただきたい。</p> <p>照会事項1：同一のリースについて、借手のリース期間に解約不能期間とそれ以外の期間の双方が含まれている場合、改正金商業等府令第177条第2項第3号の括弧書きは、次のいずれの取扱いになるのか。</p> <p>ア．契約単位で判定する取扱い</p> <p>借手のリース期間の一部に解約不能期間が含まれていることを</p>

	<p>もって、当該リースに係る使用権資産の全額を同号の対象外とし、使用権資産の全額を自己資本から控除すべき固定資産とする。</p> <p>イ．期間又は金額に対応して判定する取扱い</p> <p>当該リースに係る使用権資産及びリース負債のうち、解約不能期間に対応する部分のみを同号の対象外とし、リース期間のうち解約不能期間以外の期間に対応する部分については、同号に基づき、自己資本から控除すべき固定資産に含めないことができる。</p> <p>照会事項２：使用権資産は、リース負債を基礎としつつ、前払リース料、付随費用、リース・インセンティブ、資産除去債務に対応する除去費用等を加減して算定されるため、使用権資産の帳簿価額を解約不能期間とそれ以外の期間に単純に区分できない場合がある。</p> <p>照会事項１について「イ．期間又は金額に対応して判定する取扱い」の場合（期間又は金額に対応して改正金商業等府令第 177 条第 2 項第 3 号括弧書を適用する場合）、解約不能期間に対応する使用権資産及びリース負債の額は、例えば、各期間に係る未払リース料の現在価値の比率により按分する方法その他の合理的な方法により算定するとの理解でよいか。なお、リース料が期間を通じて均等である場合など、算定結果に重要な差異が生じない場合には、リース期間に占める解約不能期間の割合により按分する簡便的な方法も認められるとの理解でよいか。</p> <p>照会事項３：新リース会計基準上、重要な事象又は状況の変化により、延長オプションを行使すること又は解約オプションを行使しないことが合理的に確実であるかについて判断が変わり、借手のリース期間及びリース負債が見直されることがある。</p> <p>この場合、自己資本規制比率上の固定資産からの控除可能額についても、会計上のリース期間及びリース負債の再測定と同じ時点で見直すとの理解でよいか。</p> <p>また、契約変更、一部解約、リース範囲の縮小等が行われた場合にも同様の取扱いでよいか。</p>	
16	<p>リース資産を固定資産として「使用権資産」に計上することは会計基準の改定によるものであり、自己資本の充実等には何ら影響するものではないため、使用権資産を控除すべき固定資産等から除外することは妥当な措置であると考えている。</p>	賛同の御意見として承ります。
17	<p>新リース会計基準実施の前後では経済実態は変わらない中で、会計制度の変更のみにより自己資本規制比率が大きく低下することは、投資家・市場参加者等をミスリードすることになると考えられる。</p> <p>自己資本規制比率に与える影響の大きさから、比率低下に対する緩和措置や経過措置のようなものを実施する考えはないか。</p>	本改正により、所要の規定の整備を行っています。
18	<p>特金告示第 6 条第 2 項第 3 号の「当該リースに係るリース負債の額又は使用権資産の額のうちいずれか少ない方」については、対象となる明細ごとに個別に判定する取扱いに加え、対象となる明細全体の総額に基づ</p>	「当該リースに係るリース負債の額又は当該使用権資産の額のうちいずれか少ない額」の算

	づいて判定する取扱いを選択適用することも可能であるとの理解で差し支えないか、ご教示いただきたい。	出については、リースごとに適切に判断されるべきものと考えられます。
その他		
19	<p>本改正はパブリックコメント終了後、早期の公布・施行が予定されている。しかし、自己資本規制比率の算定ロジックの変更は、取引業者の社内規程改定、システム改修、監査法人との協議及び過去データの整理など、一定の準備期間を必要とする。</p> <p>そのため、</p> <p>① 施行期日から一定期間において、従来の算定方法による報告も許容する柔軟な経過措置を設けること。</p> <p>② 経過措置が困難な場合であっても、Q&A や算定例を公布と同時に速やかに公表し、事業者が迅速に実務対応を開始できる環境を整備すること。</p> <p>を提案する。</p>	<p>本改正は、自己資本規制比率の算出に当たり固定資産の額から控除することができるものに係る改正であることから、御指摘のような経過措置は不要と考えられます。</p>
20	<p>新リース会計基準の適用に伴い新たに控除対象となる解約不能リースに係る使用権資産等については、自己資本規制比率に与える影響が大きい場合が想定される。</p> <p>特に、本店・支店等の不動産賃貸借契約は長期契約が一般的であり、制度改正を理由として短期間で契約内容の見直しや解約を行うことは実務上困難である。</p> <p>このため、規制変更による急激な自己資本規制比率の低下を回避し、円滑な制度移行を図る観点から、一定の経過措置を設けていただきたい。</p> <p>例えば、解約不能リースに係る控除額について、適用初年度 20%、2 年目 40%、3 年目 60%、4 年目 80%、5 年目 100%とする段階的な適用を認めることが考えられる。</p> <p>新たな会計基準適用への対応や資本政策の見直しに一定の期間を要することも踏まえ、ご検討いただきたい。</p>	<p>金融商品取引業者の自己資本規制比率の算出において、自己資本から控除すべき固定資産等については、固定資産のうち一定の流動性を有する資産や特定の債務の引当てとして返済原資となるものを控除することができることとしており、今般、解約可能なリースに係るものの取扱いについて所要の規定の整備を行うこととしたものです。</p>
21	<p>特金告示第 6 条第 2 項第 3 号において、「契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないもの」を対象外とすることとされているが、その制度趣旨及び理論的根拠についてご教示いただきたい。</p> <p>使用権資産は、その計上時に同額の自己資本が投下されるものではなく、控除資産制度が想定する「固定化された自己資本を表章する資産」とは本質的に異なるものと考えられる。また、新リース会計基準においては、リース契約の解約可否にかかわらず、将来のリース料支払義務の現在価値を使用権資産及びリース負債として認識し、その後リース期間にわたり使用権資産を償却する仕組みとなっている。</p> <p>したがって、使用権資産が自己資本を固定化していないという観点か</p>	

	<p>らは、解約可能なリースと解約不能なリースとの間に本質的な差異はないものと考えられる。</p> <p>例えば、オフィスの賃貸借契約において、定期借家契約に解約禁止条項が付されている場合と、解約禁止条項のない普通借家契約の場合であっても、実際には契約期間を通じて賃料の支払いが継続されるケースが少なくない。このような場合、自己資本の固定化という観点からは実質的な差異は認められないにもかかわらず、自己資本比率の算定結果に差異が生じることとなるため、必ずしも合理的ではないように思われる。</p> <p>そのため、解約不能リースを対象外とすることとされた制度趣旨及びその理論的根拠について、ご教示いただきたい。</p>	
22	<p>資産除去債務に対応して計上される固定資産についても、今回の改正の考え方との関係でどのように考えるのか、ご見解を伺いたい。</p> <p>資産除去債務に対応して計上される固定資産については、当該固定資産の認識時に同額の自己資本が投下されるものではなく、負債の認識に対応して計上されるものであるという点において、使用権資産を控除資産から除外することとした今回の考え方と共通する側面を有するものと考えられる。</p> <p>そのため、資産除去債務に対応する固定資産についても、使用権資産と同様に控除資産から除外することが考えられるように思われるが、今般の改正に含めなかった理由及び今後対象とする可能性について、ご見解をご教示いただきたい。</p>	
23	<p>企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」の適用に伴い計上される使用権資産については、解約可能なリースに係るものに限定せず、全てのリースに係る使用権資産を自己資本規制比率算定上の固定資産控除の対象外として取り扱っていただきたい。</p> <p>新リース会計基準により認識される使用権資産は、従来オフバランス処理されていた使用権を会計上資産認識するものであり、通常これに対応するリース負債と同時に計上されることから、当該会計基準の適用それ自体によって自己資本が増加するものではなく、契約内容や事業リスクそのものを変化させるものでもない。</p> <p>また、使用権資産のみを固定資産控除の対象とした場合には、事業実態や財務健全性に実質的な変化がないにもかかわらず、自己資本規制比率のみが低下する結果となる。このような影響は会計処理及び表示方法の変更に起因するものであり、金融商品取引業者の実質的なリスクの増加を示すものではないと考える。</p> <p>自己資本規制比率における固定資産控除は、固定的な資産を自己資本から控除することにより、リスクへの対応原資となる「固定化されていない自己資本」を把握する趣旨によるものと理解している。これに対し、使用権資産はリース契約に基づく使用権を会計上認識したものであり、</p>	

	<p>既存の賃貸借契約に係る権利義務を貸借対照表上に表示したものに過ぎず、対応するリース負債と一体として認識されることを踏まえれば、その計上をもって固定資産控除の対象とすることは、固定資産控除の趣旨と必ずしも整合しないものと考ええる。</p> <p>さらに、解約可能性の有無のみを基準として自己資本規制比率上の取扱いを区分した場合、経済実態が類似する契約であっても算定結果に差異が生じる可能性がある。特に、本店、支店及び事務所等に係る賃貸借契約の中には、契約上は中途解約が可能であっても、残存契約期間相当額の支払義務や多額の違約金負担を伴うことにより、実質的に解約が困難となるものが存在する。このような契約について、法形式上の解約条項の有無のみをもって取扱いを区分することは、実際の経済的拘束力やリスク実態を十分に反映するものではないと考える。</p> <p>そのため、使用权資産については、契約上の解約可能性のみに着目して取り扱いを区分するのではなく、新リース会計基準が会計上の表示変更を主眼とするものであること、また自己資本規制比率が実質的なリスクを適切に反映すべきであることを踏まえ、解約可能なリースに係るものに限定せず、固定資産控除の対象外として取り扱うことが適当と考える。</p>	
24	<p>本改正の規定においては、控除額の計算にあたり「合理的な資料に基づき算出した評価額」や「時価に準ずる額」を用いることが求められている。</p> <p>しかし、「合理的な資料」として何を求めるか（不動産鑑定評価書、路線価・固定資産税評価額に基づく自社計算、第三者による簡易査定など）についての具体的な基準がない場合、事業者が求める評価額の客観性を立証するためのコストが著しく高大化するおそれがある。特に中小規模の金融商品取引業者にとっては、物件ごとに高額な鑑定費用を負担することが困難な場合がある。</p> <p>そのため、Q&A や告示の解釈通知等において、以下のような「簡便かつ合理的な評価方法の具体例」を提示することを提案する。</p> <p>① 土地・建物等の評価において、固定資産税評価額や路線価等、公的に公表されている指標に基づき合理的に補正・算出した額を「合理的な資料に基づき算出した評価額」として認めること。</p> <p>② 使用权資産の帳簿価額をベースとした算定手続の具体的な優先関係及び簡便な立証資料を例示すること。</p> <p>これにより、金融商品取引業者側の実務負担を軽減しつつ、客観的かつ公平な評価基準を全国的に維持することが可能となる。</p>	<p>本改正は、自己の債務の担保に供した建物・土地の取扱いについて変更するものではありません。</p>
25	<p>特金告示（第6条第2項等の規定）では、担保供与された資産、借入金額、帳簿価額、時価評価額との比較、複数資産における按分計算など、多段階の比較・計算手続が規定されている。</p> <p>条文上の数式及び規定文言のみでは、実際の計算ステップ（特に担保</p>	

	<p>が複数の借入金・資産にまたがる場合や、按分計算を行う順序）において解釈上の疑問が生じやすく、期末算定時の計算ミスや検証の長期化を招くおそれがある。</p> <p>そのため、告示本体の変更を伴わない行政サービス・実務支援として、金融庁ウェブサイト等において「自己資本規制比率算定における解約可能リース・担保資産の具体的算定例（ケーススタディ）」を公表することを提案する。</p> <p>① 標準的な解約可能リース、担保供与があるケース、複数物件按分のケースなど、定型的な数値計算例を提示すること。</p> <p>② 算定に使用する参考フォーマットや記載ガイドラインを提示すること。</p> <p>これにより、実務担当者の誤認を防ぎ、行政側の審査・モニタリング業務の効率化にも寄与すると考える。</p>	
26	<p>まず、本件は金融システムの安全性に直結する制度改正であるにもかかわらず、成果目標やKPI（重要な成果指標）が示されていない。政府は既に全府省庁・原則全事業を対象としてEBPM（証拠に基づく政策立案）と行政事業レビューを実施している以上、本件でも成果目標とKPIを設定し、政策効果を客観的に検証できるようにすることが不可欠である。なぜ本件で成果目標やKPIが示されていないのか、その理由を明示していただきたい。</p> <p>あわせて、以下のようなKPIを設定することを強く求める。いずれも欧米では一般的に使われている指標であり、金融庁でも十分に導入可能なものである。</p> <p>【必須と思われるKPIの例】</p> <ol style="list-style-type: none"> 自己資本規制比率の健全性 <ul style="list-style-type: none"> 規制比率が監督上の目標水準を安定的に上回っている特別金融商品取引業者の割合 規制比率が一定水準を下回り、注意喚起や是正措置の対象となった事例件数 解約可能なリース資産の扱いの妥当性 <ul style="list-style-type: none"> 解約可能なリースに係る使用権資産の控除額と、対応するリース負債額の乖離の分布 今回の改正前後で、控除額がどの程度増減したか（増減率） 投資家保護・市場安定への影響 <ul style="list-style-type: none"> 財務不安に起因する投資家からの苦情・紛争事例の件数 自己資本不足を理由とする行政処分件数の推移 監督・モニタリングの運用状況 <ul style="list-style-type: none"> 監督局によるモニタリング報告書の作成・公表件数 改正内容に関する金融商品取引業者からの問い合わせ件数とFAQ整備状況 	<p>今後の金融行政の参考とさせていただきます。</p>

【これらの KPI を算出するためのデータについて】

- ・ 金融商品取引業者が提出する自己資本規制比率の定期報告
- ・ 特別金融商品取引業者の財務諸表（連結・単体）
- ・ 監督局が保有する行政処分・注意喚起の記録
- ・ 金融 ADR や投資者相談窓口の苦情・紛争件数データ
- ・ 金融庁内部のモニタリング記録（報告書、問い合わせ件数など）

これらは金融庁監督局および企画市場局が既に保有しているデータであり、新たな負担を伴わずに収集可能である。必要に応じて金融商品取引業者から追加提出を求めることも可能である。

なお、成果指標・基準値・目標値・達成期限を設定し、その実績と予算への反映状況を公表することを求める。記録項目を増やしすぎると現場の負担が増え、誤記載や見逃しが増えるため、最小限の項目で最大の効果が得られるよう制度設計のバランスを取っていただきたい。

また、KPI の設定と運用は、人命を守る可能性すらある。業務経験が長期化すると「慣れ」による確認不足や手順省略が起こりやすくなる。こうしたリスクの増減を数値で把握することは、危険性に気づく機会を生む。

KPI は最初から 100%完璧に作る必要はない。未知のトラブルを事前に完全に予測することは不可能であるので、まずは 50%程度の完成度で設定し、2 か月または半年ごとに見直す運用を提案する。特に法学系の方は「完全でなければならない」と考えがちだが、完全な制度を最初から作れる人は存在しない。この点をぜひ心に留めていただきたい。

【行政手続法 39 条 2 項との整合性について】

行政手続法 39 条 2 項は、「公示する命令等の案は具体的かつ明確であり、題名および根拠法令の条項が明示されていなければならない」と定めている。

今回の資料は、条文の新旧対照表こそ示されているが、

- ・ 改正の目的
- ・ 期待される効果
- ・ 影響範囲
- ・ 代替案の検討状況
- ・ 成果目標や KPI

といった「具体的かつ明確な内容」が十分に説明されているとはいえない。

【成果目標・KPI が存在しない場合の追記】

もし本件に成果目標や KPI が存在しないのであれば、以下の点を必ず明示していただきたい。

政府が既に全府省庁・原則全事業を対象として実施している EBPM・行政事業レビューの趣旨に照らし、当該案件について成果目標及び客観的な効果検証指標が設定されていない理由を明示していただきたい。そ

	して、政策効果を検証可能な成果指標、基準値、目標値及び達成期限を設定し、その実績と予算への反映状況を公表していただきたい。	
27	<p>物価高騰や生活苦が深刻化している状況の下で、金融商品や金融商品取引業者に関する制度改革を通じて資産運用や投資を促進する政策運営は、格差や分断を拡大させるおそれがあり、賛同できない。</p> <p>また、金融市場の活性化や投資環境の整備よりも、格差の拡大によって疲弊している勤労者や生活者の生活防衛を優先し、過度なマネーゲームや不条理な経済構造に依存しない、公正で安定した社会経済基盤の構築に注力すべきである。</p> <p>そのため、金儲けや利益偏重の構造を改め、国民生活全体の公平性と納得感を担保する政策運営へ転換することを求める。</p>	